

総合評価一般競争入札の落札決定の取消しについて

1 要旨

令和6年3月25日（月）に広島県立呉特別支援学校において落札決定した総合評価一般競争入札^(※)について、同年3月28日（木）に入札手続の誤りが判明し、同日、落札決定を取り消した。

※ 総合評価一般競争入札とは、価格だけでなく、業務履行に係る品質確保の観点や県の推進する政策への寄与度など、価格以外の要素を含めた総合的な判断により、価格その他の条件が県にとって最も有利な者を落札者とする一般競争入札のことをいう。

2 業務名

広島県立呉特別支援学校給食調理業務

3 理由

当該入札において、入札参加者2者から提出された入札書及び技術評価等資料を基に評価委員会において評価を行い、評価値の最も高い業者を落札者として決定した。

落札者の決定後、改めて落札価格と予定価格を比較したところ、予定価格調書の「入札書比較価格」欄の記入を誤っていたため、本来であれば、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、落札者決定基準を満たした者を落札者として決定すべきであるが、入札価格が予定価格の制限の範囲外の者を落札者として決定したことが判明した。

入札終了後に上記の事実が判明したため、落札決定を取消しとした。

4 今後の対応

- 当該業務は令和6年4月から実施する必要があるため、当面の間の業務については、随意契約（緊急随契）で対応することとし、それ以降の業務については、改めて総合評価一般競争入札により委託先を選定する。
- 入札手続については、落札価格の確認手順をマニュアルに追記するなど、適正な事務処理手続を徹底し、再発防止に努めることとする。